

## モニタリング結果報告書

平成18年7月

政策体系	番号					
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること				
施策目標	3	働きながら子どもを産み育てることなどを容易にする雇用環境を整備すること				
	I	育児・介護休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境を整備すること				
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課				
	関係部局・課					
実績目標1	育児・介護休業を取りたい人が全て休業を取得できるようにすること (取得率が現状を上回ること)					
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>育児・介護休業法の実効性を確保するため、計画的な事業所訪問によって、指導等を行うとともに、育児休業に関する労働者からの相談に対しては、問題解決のための的確な助言に努めるとともに、事業主に対し、適切な行政指導を行った。</p> <p>あわせて、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を図るよう事業主に対して集団指導を行うとともに、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を実施した。</p> <p>また、平成17年4月より全面施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等において、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定・実施が適切に行われるよう、周知啓発、指導を行った。</p> <p>さらに、仕事と家庭の両立を図りやすい環境の整備に取り組む事業主に対し、育児介護雇用安定助成金等の支給による支援を行った。</p> <p>・関連する経費（平成17年度予算額） 育児・介護雇用安定等助成金 2,314 百万円</p> <p>(評価指標の考え方) 実績目標と評価指標が同一であることから、実績目標をそのまま評価指標とした。</p>						
(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
男女の育児休業取得率		—	男性 0.33% 女性 64.0%	男性 0.44% 女性 73.1%	男性 0.56% 女性 70.6%	集計中
(備考)						

・評価指標は、「女性雇用管理基本調査」（平成14年度、平成15年度及び平成16年度）による。平成14年度、平成16年度及び平成17年度は5人以上規模事業所調査、平成15年度は30人以上規模企業調査。

・数値は、1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）のうち、その次の年の10月1日までに育児休業を開始した者（申出をしている者を含む）の数の割合である。

（参考指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
一般事業主行動計画策定届出件数（上段）	—	—	—	—	14,383
法律上届出義務のある301人以上規模企業の届け出率（下段）	—	—	—	—	99.1%

（備考）

参考指標は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の都道府県労働局への届出件数である。（上段の件数は300人以下企業も含めた全体の届出件数）

## 実績目標2 育児・介護休業制度を定着させること

（実績目標を達成するための手段の概要）

平成17年4月より改正された育児・介護休業法の内容も踏まえた、就業規則等への適切な規定整備がなされるよう、事業主に対し、規定整備の必要性についての周知徹底、相談援助、規定整備のための集団指導及び個別指導などを行い、育児・介護休業制度の定着を図った。

（評価指標の考え方）

育児・介護休業制度を就業規則等に規定している事業所の割合をみることにより、制度の定着度合いを測ることができる。

（評価指標）	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
育児・介護休業制度を規定している事業所の割合	—	育児 61.4% 介護 55.3%	—	—	集計中

（備考）

評価指標は「女性雇用管理基本調査」（平成14年度。5人以上規模事業所調査）による。

( 6 - 3 - I )

(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
事業主に対する指導件数	—	36,402	36,727	29,613	集計中

(備 考)

参考指標は、都道府県労働局における育児・介護休業法関係の指導件数である。